

反社からの離脱支援と実務的課題

森原憲司法律事務所 弁護士 森原 憲司

暴力団離脱者に対する口座開設支援要請

令和4年2月1日、警察庁刑事局組織犯罪暴力団対策課長より金融庁監督局総務課長宛てに「暴力団離脱者の口座開設支援について（要請）」と題する通知が発出され、同日、金融庁監督局総務課長より各金融機関協会宛てに「暴力団離脱者の口座開設支援について（周知依頼）」と題する通知が発出された。これを受けて、2月中旬に各金融機関に対し、各金融機関の協会から「暴力団離脱者の口座開設支援」に関する周知方依頼が発信された。

この件に関し、様々な金融機関から筆者宛てに種々の問合せ

があったので、この機会に一度整理を試みることにする。

排除から支援への流れ

平成19年6月19日に犯罪対策閣僚会議幹事会申合せの「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が発出され、平成23年に全国の都道府県にてもれなく施行されることとなった暴力団排除条例によって、反社会的勢力の取引社会からの排除の流れは完全に確立され「社会vs反社」という潮流はあつた。この間に反社会的勢力、なかんづく反社会的勢力の中枢に位置づけられる暴力団を呑み込むこととなった。警察幹部の表現を借りると「カネの流れを断つことは、人に例えると血流を断つ

ことに等しい」ことであり、広く浅く徴収していた安定財源たる「みかじめ料」収入が激減することにより暴力団組織の体力は確実に低下した。

金融機関においては、融資取引、当座取引、預金取引の新規取引が止まり、既存の各取引も解消に向けての動きが始まった。

預金取引ができないダメージは非常に大きく、光熱費といった生活インフラの口座振替から競馬の配当金の支払いに至るまで、暴力団員にとつて、生活するにも遊ぶにも不便極まりない状況が作出された。

このような状況は、かつて暴力団予備軍とも称されていた暴走族・チーマーといった不良集

団に「預金口座も持てない暴力団に入ってもいいことはない」というマイナスイメージをうえつけ、暴力団への新規加入者も減少することになった。その結果、古参の暴力団幹部に「お使いに行く奴はどうしたつて必要になるけど、若いのはもう入つてこない。そうは言つても使いつぱがないと困るから、だまからかして連れてくることになるが、だまからかされるような奴は結局使えない奴だからどうにもならん」といった愚痴をこぼさせることになるありさまである。

「コトを断つ」

2010年末に78600人いた暴力団構成員（含む準構成員）

表明保証条項の解釈に係る裁判例の分析

OMM法律事務所弁護士 豊島 英征

契約条項の交渉の際、表明保証条項の内容をどのようなものとするかについて、例えば、表明保証の対象となる事実を「売主の知る限り」とするか、それとも「売主の知り得る限り」とするかといった細かな文言を含めて協議の対象となることがある。

他方で、表明保証条項の文言については、契約締結時点において、その後起こり得るすべての事実を想定したうえで具体的に記載することが困難であり、ある程度抽象的な記載がされ、解釈の余地を残した条項とされることも多い。このように

解釈の余地のある表明保証条項をどのような合意と理解するかについては、裁判所にとつても悩ましい問題といえる（注1・2）。

そのため、裁判例が、具体的にどのような事情を重視して表明保証条項の解釈をしているのか、また、表明保証条項違反が認められる場合に、どの範囲で補償を認めるかについて分析、検討する必要性は高い。これらを明らかにすることで、裁判所の考え方に一定の方向性を見出すことができ、契約時においてどのような契約条項を作成するか、また万一紛争になった場合に備えてどのような事情を証拠化するかの指針になるとも

に、訴訟における主張立証の指針になると考えられるためである。

そこで、別表に挙げた裁判例を検討、分析し、表明保証条項の解釈の傾向および表明保証条項違反がある場合の補償の範囲について検討し、契約条項の作成、契約締結時における証拠化、訴訟における主張立証の一助とすることを目的として本稿を作成した。

以下では、まず、表明保証条項の意義、機能等、契約の解釈に係る一般的な考え方について触れたうえで、裁判例の分析の結果として指摘できる点について述べることにしたい。

なお、表明保証条項違反が問

題となる裁判は、その大半が株式譲渡契約や事業譲渡契約に係るものであるため、検討および分析もこれらのいわゆるM&A契約を念頭に置いたものとなっている（注3）。

二 表明保証条項の意義、機能等

表明保証条項は、英米法の「Representations and Warranties」に由来するものだが、日本の制定法に存在しない概念であるため、表明保証条項違反責任の法的性質について見解の対立がある（注4）。一般的な理解とされることがあるのは、当事者の特別な合意としては、損害担保契約と解する見解で

金融機関における 個人情報・プライバシー保護 の現在と対応

第1回

金融機関がプライバシー対応に 取り組む意義



鳥飼総合法律事務所 弁護士
久保田 真悟

くぼた・しんご ● 大手法律事務所、国内企業での勤務を経て、2021年鳥飼総合法律事務所に入所（カウンセラーパートナー就任）。18年情報法制研究所研究員就任。20年 King's College London 修了（LL.M.）。主な取扱分野は、個人情報保護／プライバシー対応、コーポレートガバナンス、M&A。

はじめに

個人情報の不適切な取扱いに起因する炎上事案や当局による処分事案が後を絶たない。テクノロジーの発展に伴い、個人情報が企業活動の様々な文脈で広く活用されるようになったことで、便利で革新的な様々なサービスが見られるようになってきたが、それは、従来にはなかったプライバシーに関する新たな問題を引き起こすリスクが高まっていることを意味する。金融機関においても、個人情報やプライバシーに関する問題と

いえば、従来は、法令違反や漏洩問題が中心であったが、融資の場面におけるAIの活用など、個人情報を活用した様々な取組みが行われるようになるなかで、少数派の差別などの新たな問題が指摘されるようになってきている（注1）。

また、ESGやSDGsの普及に見られるように、持続可能な社会の実現に向けてステーク

ホルダーとの共存が求められるなかで、重要な社会インフラを担う存在として、金融機関に対する社会からの要求はこれまで以上に高まりを見せており、個人情報の取扱いに関しても、法令遵守はもとより、社会から“適切”であると評価されるだけの対応を取ることが求められるようになってきている。

こうした状況を受け、本連載では、金融機関が個人情報やプライバシーに関する問題に適切に対処していくうえで認識しておくべき重要な視点や実務上の留意点を本質に遡りながらわかりやすく解説していきたい。初回は、金融機関が個人情報やプライバシーに関する問題に取り組む意義について、①法令等対応、②法令等対応を超えたりする対応、③企業価値向上に向けてのステークホルダー対応、の3つの観点から検討する（図表）。

一 法令等対応